

社会福祉法人森町社会福祉協議会「森町園田デイサービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人森町社会福祉協議会が開設する「森町園田デイサービスセンター」が行う指定通所介護事業・第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態・要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の状況及びその置かれた環境等に応じて、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、日常生活上必要な介護・援助及び支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 森町園田デイサービスセンター
- (2) 所在地 森町谷中513番地の10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、利用者の管理及び施設業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を図る。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握し、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
日常動作機能訓練指導により円滑な日常生活への援助を図る。
- (5) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者の心身の状況を適確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間、サービス提供時間)

第5条 営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
毎週月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間

午前9時30分から午後4時35分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は20人とする。

(事業の内容、利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、介護報酬告示上の額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者負担の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 日常生活に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な介護サービスの提供。

(2) 入浴に関すること

心身の状況に応じ、一般及び特殊浴槽による入浴介助。

(3) 食事に関すること

嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事サービスの提供。

(4) 機能訓練に関すること

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスの提供。

(5) 医療・看護に関すること

服薬管理等、医師の指示による介助。

(6) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者に対する送迎サービスの提供。

(7) 相談及び助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等の相談及び助言。

2 その他の利用料金は、食材料費として550円/回の支払いを受ける。その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者の負担が適当と認められる費用として実費の支払いを受ける。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通所介護計画等の作成等)

第8条 事業所は、居宅サービス計画等・介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身の状況、家族等介護者の状況に応じた介護予防通所介護計画等を作成し、利用者又は家族に対して、その内容を説明し同意を得る。

2 事業所は、利用者に対し通所介護計画等に基づいて、各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用者の留意事項)

第9条 サービスの利用者は、居宅サービス計画等に基づいて作成された通所介護計画等により提供されるサービスにより、日常動作の維持向上に努める。

2 事業所の利用にあたっては、介護職員の指導に従い、事故発生の防止と安全の確保、設備備品の保全に努める。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業の提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに利用者の主治医又は協力医療機関及びその他協力機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、森町及び袋井市の一部（山名小学校区及び三川小学校区）の区域とする。

(非常災害対策)

第12条 事業所に、火気・消防等についての管理者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせ、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所の職員は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、必要に応じて消毒を行う等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定通所介護事業・第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、事業所の職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人森町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月28日一部改正し、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日一部改正し、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月27日一部改正し、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日一部改正し、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日一部改正し、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月26日一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。